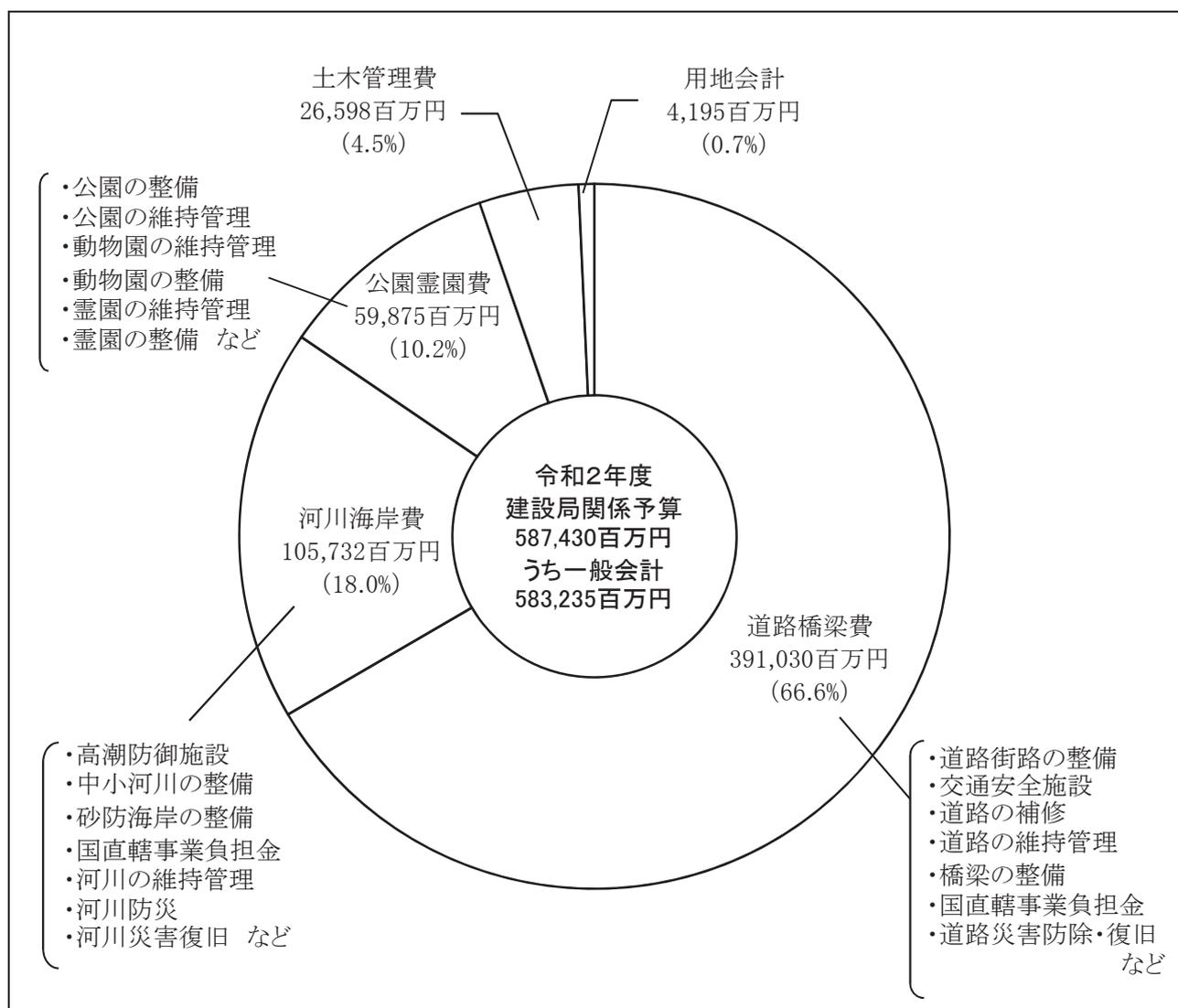


| | | |
|----|-------------------|------|
| 第1 | 事業のあらまし | (3) |
| 第2 | 建設局の取り組むべき主な課題と対応 | (3) |
| 第3 | 組織の概要 | (7) |
| 第4 | 組織の沿革 | (13) |
| 第5 | 人員一覧表 | (17) |
| 第6 | 令和2年度予算 | (18) |
| 第7 | 令和元年度決算 | (27) |

総 説



第1 事業のあらまし

道路、河川、公園などの都市基盤は、日々の都市活動、都民生活を支える上で欠かすことのできない極めて重要なものであり、切迫する首都直下地震などから都民の生命と財産を守る大切な役割を担っている。

建設局は、災害に強く、快適で利便性の高い都市を目指し、都市の動脈である幹線道路をはじめ、人に優しい歩行空間、水害から都市を守る河川、潤いや安らぎを創出するとともに防災機能を備えた公園など、都市基盤の整備を推進している。

第2 建設局の取り組むべき主な課題と対応

1 成長と成熟が両立した「未来の東京」を実現するための都市基盤整備

総務部企画計理課

現在、東京はグローバル化が進む世界経済、第4次産業革命のうねり、気候変動をもたらす持続可能性の危機、そして少子高齢・人口減少社会の進行と、4つの点における歴史的な転換期に直面している。

こうした厳しい状況に向き合い、時代を切り開いていくカギは「人」にあり、だれもがいきいきと活躍し、一人ひとりが自ら考え、人生を切り開く「人が輝く」東京の実現が必要である。

このため都は、4つの基本戦略のもとに、2040年代に目指す東京の姿を20の「ビジョン」として描き、その実現に向け2030年に向けて取り組むべき20の「戦略」、戦略推進のための約120の「推進プロジェクト」を示した「『未来の東京』戦略ビジョン」（以下「戦略ビジョン」という。）を策定した。

建設局は、この「戦略ビジョン」に掲げられた「推進プロジェクト」を着実に進めることで、3つのシティが進化し、成長と成熟が両立した未来の東京を実現していく。

具体的には、いつ発生してもおかしくない首都直下地震や、台風・豪雨災害など様々な災害に備え、河川護岸や調節池の整備、無電柱化の推進、特定整備路線の整備などに取り組んでいく。また、東京の活動を支える幹線道路網の構築を推進するとともに、交差点改良や自転車通行空間の整備、

バリアフリー化により、安全な道路空間確保を進めていく。更に気候変動の影響抑制や、ゆとりと潤いのある生活の実現へ向けて公園の整備を推進していく。

「戦略ビジョン」に位置付けられた、建設局の主な取組は、次のとおりである。

戦略8 安全・安心なまちづくり戦略

水害から命と暮らしを守るハード整備等の推進

- ・河川の護岸や調節池等の整備推進
- ・豪雨対策を強化する流域の追加検討
- ・高規格堤防整備など、まちづくりの機会を捉えた浸水対策促進
- ・水門の開閉操作など、ICT・AI等の最先端技術の活用

国等と連携した、広域的な対策の展開

- ・千葉県境の3橋梁の整備推進

無電柱化推進プロジェクト

- ・都道等はもとより、区市町村道等における無電柱化を進め、面的に展開

燃え広がらないまちづくり推進プロジェクト

- ・特定整備路線の整備による延焼遮断帯形成

耐震化徹底プロジェクト

- ・防潮堤や水門、内部護岸等の耐震、耐水対策を推進

戦略9 都市の機能をさらに高める戦略

移動の速達性を高めるミッシングリンク解消プロジェクト

- ・三環状道路の整備推進

誰もが使いやすくスムーズな道路網形成プロジェクト

- ・区部放射・環状道路の整備推進
- ・多摩南北・東西道路の整備推進
- ・連続立体交差事業の推進

身近で快適な道路空間形成プロジェクト

- ・自転車通行空間のネットワーク化
- ・地域幹線道路の整備推進

- ・交差点改良による渋滞解消の推進
- ・道路の面的なバリアフリー化の推進

公共交通ネットワークの更なる充実

- ・多摩都市モノレールの延伸

人中心の歩きやすいまちづくりプロジェクト

- ・「都立公園大改革」の推進

首都東京を支えるインフラの維持・更新の高度化

- ・予防保全型のインフラ管理の推進
- ・道路や河川施設の3次元データ化とシステムの構築を推進

戦略10 スマート東京・TOKYO Data Highway戦略

TOKYO Data Highwayの実現

- ・河川状況、雨量等の情報ワンストップ化
- ・ドローンを活用した被災状況の把握
- ・道路冠水・落石等をAIで自動検知

戦略13 水と緑溢れる東京戦略

緑溢れる東京プロジェクト

- ・都立公園等の整備推進
- ・水と緑のネットワークの形成
- ・街路樹の戦略的管理、整備の推進

まちづくりの機会を捉えた水辺再生プロジェクト

- ・地域や民間事業者等の連携によるイベント開催や河川空間の利活用促進
- ・舟運の活性化

戦略17 多摩・島しょ振興戦略

多摩・島しょの交通ネットワークの強化

- ・多摩都市モノレールの延伸
- ・多摩南北・東西道路の整備推進
- ・連続立体交差事業の推進

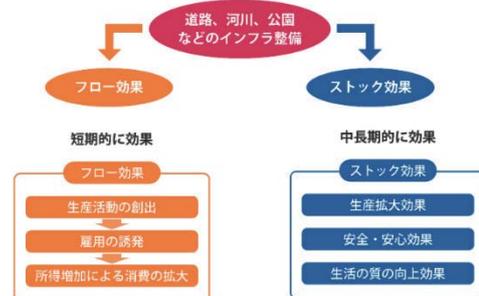
多摩・島しょの防災力向上

- ・島しょ部での無電柱化事業の早期着手
- ・砂防施設の整備推進
- ・山間部や島しょ部などの災害時のアクセラートの確保（現道の拡幅、ダブルルート化等）

緑溢れる東京プロジェクト

- ・都立公園等の整備推進
- ・水と緑のネットワークの形成
- ・街路樹の戦略的管理、整備の推進

なお、道路、河川、公園などの都市基盤施設は、整備、供用されることで、将来永きにわたり、生産性の向上や日々の都民生活の安全性、快適性を高めるなどの効果、いわゆるストック効果を発揮する。こうしたストック効果を多様な媒体や機会を活用し、一層積極的に情報発信することで、都民の理解と協力を得ながら、東京の都市基盤整備を推進していく。



インフラの整備がもたらす効果
～フロー効果とストック効果～

2 公の施設における指定管理者制度の活用

総務部総務課

平成15年6月に地方自治法が改正され、これまで公共的な団体にしか委託ができなかった公の施設の管理に、住民サービスの向上と行政コストの縮減を目的として、民間の参入を可能とする指定管理者制度が創設された。

建設局では、平成16年7月に新規開設した都立小山内裏公園で初めて同制度を導入。18年4月には都立公園、庭園、駐車場、霊園、葬儀所及び動物園等91施設に導入した。以降、施設の追加等を経て、平成27年度には全ての施設の指定期間が満了となったため大規模な再選定を行い、現在101施設が同制度により運営されている。

同制度導入後は、各施設における管理運営状況の確認や指定管理者に対する指導、監督及び評価を適切に行っている。

今後も、公の施設の効用を最大限に発揮するため、指定管理者制度を活用して、効果的・効率的な管理運営を行っていく。

3 東京都政策連携団体の戦略的活用

総務部総務課

建設局は（公財）東京都道路整備保全公社、（公財）東京都公園協会、（公財）東京都動物園協会の3つの政策連携団体を所管している。

各団体はこれまで、道路行政、河川行政の補完、都立の公園、霊園、葬儀所、動物園の管理などの分野で局事業をサポートしてきた。近年、新たな都政課題や都民ニーズが増加しており、膨大な行政需要に応えるためには、都と政策連携団体が強力に連携し、「都庁グループ」としての機能を高める必要がある。そのため、都では「政策連携団体活用戦略」を策定し、各団体が現場で培った技術やノウハウを戦略的に活用していくこととした。

各団体においても、自律的な経営改革を推進することを目的に策定した経営改革プランに基づき、都庁グループの一員としての経営基盤の強化を図っている。

4 公共工事の品質確保に向けた取組

総務部技術管理課

平成17年4月に施行された「品確法」（公共工事の品質確保の促進に関する法律）を受け、建設局では平成17年11月に「建設局事業における公共工事の品質確保の促進に関するアドバイザー一會

議」を設置し、学識経験者の意見を参考として、局事業における公共工事の品質確保の促進に取り組んでいる。

工事発注においては、価格及び品質面で総合的に優れた契約がなされるために、総合評価方式による契約を試行している。総合評価方式には、「施工能力審査型」、「技術実績評価型」、「技術力評価型」、「技術提案型」の4類型があり、工事の規模や技術的課題などに応じて適用している。設計等業務委託の契約では、総合評価方式を導入するとともに、広範で高度な知識が要求される業務などに対してはプロポーザル方式を活用するなど、より品質の高い成果を求めている。

また、平成26年6月に改正された品確法において、計画的な発注や適正な工期設定が発注者の責務として明記されたことなどを踏まえて、発注・施工時期の平準化の取組も開始している。

さらに、令和元年6月に改正された「品確法」の趣旨を踏まえ、働き方改革への対応やICT活用工事等の生産性向上への取組も開始し、公共工事の品質確保に取り組んでいる。

5 工事施行の適正化推進

総務部技術管理課

公共事業については、公共工事に対する都民の信頼性の確保及び受注者の健全な発達を図ることが重要な課題となっている。

建設局では、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に基づき、工事施行適正化の取組を推進している。

入札時には、監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係や現場の専任性の確保を確認し、工事施工中には、監理技術者等の専任状況及び実質的関与、下請負業者を含む施工体制等の確認を日常的に行うほか期間を定めて各所一斉に施工体制に関する重点点検を行っている。

また、受注者からの工事成績評定に係る苦情申立に関し、厳正かつ公平な視点で調査審議を行い契約担当者等に適切な意見を表明するため、東京都工事成績評定苦情審査委員会を設置している。

6 環境対策への取組

総務部技術管理課

建設局では、排出ガス対策型建設機械の使用の義務付けなどにより工事現場での環境対策を進め

ている。建設機械（ディーゼルエンジン仕様）の燃料は規格（JIS）に合った軽油の使用を義務付けた上、燃料の抜取確認を行っている。

また、ディーゼル自動車については、受注者に対し規制に適合している車両の使用及び車検証等写しの現場保管を義務付けている。

各々について違反が確認された場合には工事成績に厳正に反映させるなど取組を強化しており、今後も、不正軽油防止に向けた全庁的な取組と連携して、現場からの環境対策を推進する。

7 技術継承・維持及び職員の能力向上への取組

総務部技術管理課

「現場」を持つ建設局の強みを活かし、永年培われてきた技術力を維持・継承していくことが重要である。

建設局では、平成20年8月に「職員技術の継承と維持向上に向けた検討会」を設置し、具体的な取り組みについて検討した。

平成21年度からは、組織として技術継承を図ることを目的に「建設技術マイスター制度」の運用を開始し、現在局で活動している217の指導技術者が技術的助言、研修講師等の活動を行っている。今後も引き続き指導技術者の認定を行っている。また、土木技術支援・人材育成センターによる技術研修の充実、職場研修テキストを活用した若手技術職員の育成、業務上の経験を論文にまとめ発表する技術業務体験発表会の実施等により、技術力の継承・維持及び職員の能力向上を推進していく。

8 ホームレス対策

総務部企画計理課

令和2年1月の路上生活者概数調査によると、都立施設のホームレス数は、313人である。

建設局は、公共施設の管理者として、都民共有の財産である道路、河川、公園の安全かつ快適な利用を確保する責務を負っている。

従前から、ホームレスに対しては、施設からの退去指導や物件撤去指導、特別清掃によるテントの縮小、所轄警察や地元住民と連携した環境浄化などを積極的に行い、公共施設の利用の適正化に努めてきた。

しかし、公共施設からホームレスの退去を図るだけでは、別の公共施設に移動するだけで、根本的な解決にならない。そのため、東京都は、「自

立支援システム※」等の施策を行い、ホームレスの自立を促す取組を行ってきた。その成果もあり、都立施設のホームレス数は着実に減少している。

引き続き、建設局は、平成31年3月に策定された「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第4次）」に基づき、福祉施策と緊密に連携してホームレスの自立を促しつつ、退去指導等を積極的に展開することにより、都立施設の本来機能の回復を図っていく。

※自立支援システム

ホームレスの社会復帰に向け、ホームレスの心身の健康回復と本人の能力等の総合的評価を行い、就労意欲があり、かつ心身の状態が就労に支障がないと認められる者に対しては、生活指導、健康相談及び職業相談等の支援を実施し就労自立を目指す一連の施策

都立施設のホームレス数内訳（令和2年1月）

| | |
|-----|------|
| 道 路 | 160人 |
| 河 川 | 49人 |
| 公 園 | 104人 |
| 合 計 | 313人 |

（関連ページP. 54、P. 78、P. 128）

9 事業評価委員会

総務部企画計理課

建設局では、事業の必要性等の視点から評価を行い、事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的として、事業評価委員会を設置している。具体的には、国土交通省所管補助事業等について、必要性、進捗の見込み、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点から、外部の学識経験者等の意見を踏まえた上で今後の対応方針を決定することにより、効率性、実施過程の透明性の一層の向上を図っている。

令和2年度委員会付議予定数（建設局分）：12件

第3 組織の概要

1 本庁各部課の分掌事務

| 部 課 名 | | 分 掌 事 務 |
|---------------|-------------|---|
| 総 務 | 総 務 | 人事（幹部職員）、議会、広報広聴、情報公開等に関すること。 |
| | 企 画 計 理 | 予算、決算、事務事業の企画・調整、進行管理等に関すること。 |
| | 技 術 管 理 | 事務事業の技術管理等に関すること。 |
| | 職 員 用 度 | 人事（一般職員）、組織、福利厚生、研修等に関すること。 契約、物品管理、建設工事統計、公有財産、国有地等の管理・処分に係る連絡調整・指導、 公有地の境界確定等に関すること。 |
| 用 地 | 管 理 | 貸付金、代替地の取得及び処分等に関すること。 |
| | 用 地 調 整 | 用地取得の企画・調整、進行管理等に関すること。 用地取得の指導調査、評価、その他損失補償額の調整、土地の収用等に関すること。 |
| | 管 理 | 路外駐車場の届出の受理、東京都道路整備保全公社、幹線道路の沿道の整備に関する法律の 施行等に関すること。 道路管理の企画調整、路線の認定、有料道路、道路台帳整備等に関すること。 道路の監察、占用、工事調整等に関すること。 道路・橋梁の維持補修、その他道路占用工事等の技術的調整、指導に関すること。 道路交通安全施設の整備等に関すること。 |
| 道 路 管 理 | 管 理 | 道路・街路・橋梁整備事業の連絡調整等に関すること。 |
| | 計 画 | 道路・街路・橋梁・新交通システム等整備事業の企画・調整に関すること。 |
| | 鉄道関連事業 | 鉄道・軌道と交差する道路・街路整備事業及び新交通システム等整備事業の実施に関する こと。 |
| | 街 路 道 路 橋 梁 | 街路の整備に関すること。 道路・橋梁の整備に関すること。 |
| 三環状道路 整備推進 | 管 理 | 三環状道路整備事業及び関連する街路整備事業の連絡調整等、用地の取得業務に関する こと。 |
| | 整 備 推 進 | 三環状道路整備事業及び関連する街路整備事業に係る企画、調整、調査、測量等に関する こと。 |
| 公 園 緑 地 | 管 理 | 都立公園事業・霊園事業の連絡調整等、東京都公園協会及び東京動物園協会に関する こと。 |
| | 計 画 公 園 | 都立公園事業・霊園事業等の計画・調整、公共施設・道路の緑化等に関する こと。 都市公園の占用及び使用等、緑地保全地区及び風致地区内の行為規制、霊園事業の企画及び 運営等に関すること。 |
| | 公 園 建 設 | 都立公園事業・霊園事業及び都市緑地保全事業の実施、オリンピック・パラリンピック競技 大会に係る都立公園における競技会場等の建設・整備に関する こと。 |
| 河 川 | 管 理 | 河川整備事業に係る連絡調整等に関する こと。 |
| | 指 導 調 整 | 河川管理の総合調整、河川の占用、公有水面の管理等に関する こと。 |
| | 計 画 改 修 | 河川・海岸の計画、調整等に関する こと。 河川の改修、高潮防御施設等の整備に関する こと。 |
| | 防 災 | 河川・海岸保全施設・砂防施設等の維持補修工事、災害復旧工事、海岸保全施設等の 工事、 河川しゅんせつ、水防等に関する こと。 |

2 事務所 の 概 要

| 所 名 | 所 在 地 電 話 | 設 置 年 月 日 | 所 管 区 域 | 所 管 業 務 | 令 和 2 年 度 主 要 事 業 予 定 |
|---------|--|---------------|----------------------|-------------------|---|
| 第一建設事務所 | 中央区明石町2-4 電話3542-0682 (野代ルン・庶務課庶務担当) | 昭和20年 4月1日 | 千代田区、中央区、港区 | 道路・橋梁・河川の建設及び維持管理 | 道路街路整備(放21、環1、環2、環4、補4、補11、補97・98)、橋梁整備(高浜橋)、三原橋周辺の再整備、シンボルロード整備(内堀通り、六本木通り)、遮熱性舗装(晴海通り、六本木通り、外苑西通り)、電線共同溝(外苑東通り、高輪麻布線、白山通りほか)、交通安全施設(日比谷通り、六本木通りほか)、道路緑化(内堀通りほか)、橋梁長寿命化(青山橋、天王洲大橋、日の出橋、聖橋ほか)、道路施設補修(昭和通り地下自動車道、港共同溝、九段共同溝)、中小河川整備(古川)、防潮堤耐震(日本橋川)、隅田川テラス整備、河川しゅんせつ(区部5河川)、外濠水質改善、河川水面清掃(区部30河川) |
| 第二建設事務所 | 品川区広町2-1-36 (品川区総合庁舎内) 電話3774-0313 (野代ルン・庶務課庶務担当) | 昭和20年 4月1日 | 品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区 | ” | 道路街路整備(放17、放19、放23、環5の1、環6、補11、補26、補27、補28、補52、補54、補125、補128、補212)、木密地域不燃化10年プロジェクト特定整備路線(放2、補26、補28、補29、補52)、橋梁整備(若潮橋、等々力大橋(仮称)、鎌田橋)、道路補修(環八通り、駒沢通りほか)、遮熱性舗装(山手通り、海岸通りほか)、橋梁補修(上野毛大橋)、橋梁長寿命化(蒲田陸橋、大井陸橋、中之島橋ほか)、電線共同溝整備(環七通り、目黒通り、中原街道、山手通り、淡島通り、井ノ頭通り、海岸通り)、自転車走行空間(環八通り)、トンネル長寿命化(平和隧道)、大径木再生整備(環八通りほか)、監視設備設置(常盤陸橋下アンダーパス・平和隧道)、中小河川整備(野川、仙川、目黒川、谷沢川)、高潮防御施設整備(呑川、内川、海老取川、目黒川)、河川環境整備(呑川)、調節池補修(荏原、船入場調節池) |
| 第三建設事務所 | 中野区中野4-8-1 (中野区総合庁舎内) 電話3387-5132 (野代ルン・庶務課庶務担当) | 昭和20年 4月1日 | 新宿区、中野区、杉並区 | ” | 道路街路整備(放5、放24、放25、環3、環4、環5の1、補26、補62、補71、補74、補133)、木密地域不燃化10年プロジェクト特定整備路線(補227)、新宿歩行者専用道、橋梁の長寿命化(高円寺陸橋ほか)、橋梁補修(天沼橋ほか)、道路照明のLED化(女子大通りほか)、設備更新(新宿駅西口広場、井荻トンネル)、遮熱性舗装(新目白通りほか)、電線共同溝整備(中杉通り、環七通りほか)、道路補修(早稲田通りほか)、中小河川整備(神田川、妙正寺川、善福寺川、環状七号線地下広域調節池、和田堀公園調節池、下高井戸調節池) |

| 所 名 | 所 在 地 電 話 | 設 置 年 月 日 | 所 管 区 域 | 所 管 業 務 | 令 和 2 年 度 主 要 事 業 予 定 |
|---------|--|---------------|--------------------|-------------------|---|
| 第四建設事務所 | 豊島区南大塚 2-36-2 電話5978-1703 (ダイヤル・庶務課庶務担当) | 昭和20年 4月1日 | 豊島区、板橋区、練馬区 | 道路・橋梁・河川の建設及び維持管理 | 道路街路整備（主8、主68、特441、放7、放9、放35、放36、環5の1、外環の2、補133、補172、補230、補233）、木密地域不燃化10年プロジェクト特定整備路線（補26、補73、補81、補82、補172）、すいすいプラン（特447）、道路補修（目白通りほか）、遮熱性舗装（要町通り）、橋梁長寿命化（みのわ陸橋）、道路照明のLED化（練馬春日町トンネルほか）、電線共同溝整備（環七通りほか）、自転車走行空間整備（特446ほか）、板橋四ツ又駐車場設備改修、中小河川整備（石神井川、白子川、城北中央公園調節池、環状七号線地下広域調節池）、河川防災（新河岸川、比丘尼橋下流調節池）、河川環境整備（新河岸川） |
| 第五建設事務所 | 葛飾区東新小岩 1-14-11 電話3692-4574 (ダイヤル・庶務課庶務担当) | 昭和20年 4月1日 | 墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区 | 〃 | 道路街路整備（放32、環3支1.2、補120、補142、補144、補277、特474）、木密地域不燃化10年プロジェクト特定整備路線（放32、補142、補143、補144）、交通安全施設（主10、主304、主307、主308、主319、国14、特450、特451）、電線共同溝整備（主50、主307、主315、主318、特471）、橋梁整備（小原橋、東雲橋、夢の島大橋）、長寿命化（奥戸陸橋、総武陸橋、小岩大橋、平井大橋、江東新橋、枕橋、新小原橋、汐浜橋、福島橋、新川大橋、船堀橋、七枝橋、新水戸橋）、道路補修（主10、主308、主315、主318、主319、特477）、河川（中川、新中川、旧江戸川、隅田川） |
| 第六建設事務所 | 足立区梅田 8-13-24 電話5845-8055 (ダイヤル・庶務課庶務担当) | 昭和44年 4月1日 | 文京区、台東区、北区、荒川区、足立区 | 〃 | 道路街路整備（放8、放10、環4、環5の2、補73、補85、補86、補88、補90、補94、補118、補136、補138、補261）、木密地域不燃化10年プロジェクト特定整備路線（補73、補86、補90、補136、補138）、橋梁整備（新花畑橋（仮称）、新神谷橋、後楽園北歩道橋、第三護国寺歩道橋、根岸二丁目歩道橋）、交通安全施設（主8、主301、主306、主307、主311、主314、主315、主318、主319、特405、特434、特435、特445、特447、特460、特462）、橋梁の長寿命化（堀切橋、江北橋、五兵衛新橋、扇大橋、両大師橋、熊野前陸橋、尾久橋、大谷田陸橋、新神谷橋、江北陸橋）、道路補修（一103、主301、主306、主307、主311、主313、主314、主315、主318、主319、特437、特453、特455、特458）、電線共同溝整備（国122、主58、主306、主307、主313、主318、主319、特437、特455、特458、特461）、中小河川整備（神田川）、高潮防御施設整備（石神井川、毛長川）、耐震対策（綾瀬川、石神井川）、河川防災（神田川、石神井川、新河岸川） |

| 所名 | 所在地 電 | 設置 年月日 | 所管区域 | 所管業務 | 令和2年度主要事業予定 |
|------------|---|----------------|-------------------------------------|-------------------|---|
| 西多摩建設事務所 | 青梅市東青梅3-20-1 電話0428-22-7210 (ダイヤル・庶務課庶務担当) | 昭和44年 4月1日 | 青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村 | 道路・橋梁・河川の建設及び維持管理 | 道路街路整備(国411、主5、主7、主31、主45、主45<多摩川南岸道路>、主33<秋川南岸道路>、一238(梅ヶ谷トンネル(仮称))、一165、一166、一202、一250<秋多3・3・9>、一251、青梅3・4・4、福生3・4・4、福生3・3・30、秋多3・4・6)、交通安全施設(国411、主7、主29、主31、主45、すいすいプラン4箇所)橋梁整備(本宿橋(仮称)、羽村大橋)、中小河川整備(平井川)、砂防(中曽川、西川)、急傾斜地(河辺一丁目、長淵一丁目、山田)、河川防災(秋川、成木川)、河川環境(平井川)道路補修(国411ほか)、道路災害防除(一204ほか)、電線共同溝整備(主5、主29)、橋梁補修(上成木橋ほか)、橋梁長寿命化(陸橋、氷川大橋、桧村橋、中福生陸橋ほか)、トンネル予防保全(大麦代トンネル、日原トンネルほか) |
| 南多摩東部建設事務所 | 町田市中町1-31-12 電話042-720-8622 (ダイヤル・庶務課庶務担当) | 昭和60年 10月1日 | 町田市、多摩市、稲城市 | 〃 | 道路整備(主18、主19、主47、主57、一141、一155、一156、一158)、橋梁整備(関戸橋、坂浜橋(仮称))、街路整備(町田3・3・36)、交通安全施設(主3、主9、主18、主19、主20、主41、主47、一158、すいすいプラン12箇所)、中小河川整備(鶴見川、境川調節池、三沢川)、砂防海岸整備(連光寺、和田)、河川防災(三沢川、境川)、河川環境整備(大栗川、乞田川)、電線共同溝整備(主18)、道路補修(主3、主9、主18、主20、主41、主47、主57、一139、一155、一156)、橋梁補修(新田橋ほか) |
| 南多摩西部建設事務所 | 八王子市明神町3-19-2 (八王子合同庁舎内) 電話042-643-2604 (ダイヤル・庶務課庶務担当) | 昭和60年 10月1日 | 八王子市、日野市 | 〃 | 道路街路整備(主32、主47、一173、八王子3・3・10、八王子3・3・13、八王子3・4・28、日野3・4・3)、橋梁整備(松枝橋、日野橋、東秋川橋)、交通安全施設(主46、一173)、中小河川整備(谷地川、川口川、城山川)、河川防災(川口川、山田川、案内川)、急傾斜地(高尾、高尾2、初沢3-4)、河川環境整備(大栗川)、河川維持、道路補修(国411、主20、主32、主59、一158、一173、一256ほか)、道路災害防除(主61、一521)、橋梁維持(陵南大橋、川原宿橋、田島橋ほか)、橋梁の長寿命化(小宮陸橋、豊田陸橋、南浅川橋)、電線共同溝整備(一158) |
| 北多摩南部建設事務所 | 府中市緑町1-27-1 電話042-330-1802 (ダイヤル・庶務課庶務担当) | 昭和48年 4月1日 | 武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市、西東京市 | 〃 | 道路街路整備(主11、一233、三鷹3・2・2、三鷹3・2・6、三鷹3・4・7、三鷹3・4・3、三鷹3・4・11、三鷹3・4・12、武蔵野3・3・6、武蔵野3・4・24、小金井3・4・11、西東京3・2・6、西東京3・3・14、西東京3・4・9、西東京3・4・12、西東京3・4・13、府中3・2・2の2、府中3・4・5、府中3・4・7、調布3・4・11、調布3・4・17、調布3・4・18)、橋梁整備(関戸橋)、交通安全施設(一114、すいすいプラン12箇所)、道路補修(主3ほか)、電線共同溝整備(主14東八道路)、街路樹診断(主12武蔵境通りほか)、中小河川整備(野川、石神井川、入間川、野川大沢調節池、石神井川上流第一調節池(仮称))、河川防災(仙川)、河川維持 |

| 所名 | 所在地 電 話 | 設置 年月日 | 所管区域 | 所管業務 | 令和2年度主要事業予定 |
|-----------------|--|---------------|--|---|--|
| 北多摩北部建設事務所 | 立川市柴崎町2-15-19 電話042-540-9501 (ダイヤル・庶務課庶務担当) | 昭和48年 4月1日 | 立川市、昭島市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市 | 道路・橋梁・河川の建設及び維持管理 | 道路街路整備(国分寺3・2・8、小平3・2・8、国分寺3・4・6、東村山3・3・8、東村山3・4・11、東村山3・4・15の2及び1、立川3・2・4)、交通安全施設(主4、主7、一227、すいすいプラン8箇所)、道路補修(主5、一145ほか)、電線共同溝整備(主16ほか)、長寿命化(武蔵国分寺陸橋ほか)、中小河川整備(柳瀬川、空堀川、奈良橋川、落合川下谷橋調節池)、河川防災(柳瀬川、残堀川)、河川維持 |
| 土木技術支援・人材育成センター | 江東区新砂1-9-15 電話5683-1512 (ダイヤル・技術支援課管理担当) | 平成21年 4月1日 | | 土木事業の技術支援、人材育成、調査・開発、技術情報蓄積・提供、土木技術情報ライブラリー | 建設事務所等への現場の技術支援、建設局の施策実現に向けた計画的・継続的な調査・開発、技術情報の蓄積・提供、土木技術情報ライブラリー、技術職員の技術力の維持・向上を図る技術研修及びマイスター制度などによるベテラン職員の持つノウハウを次世代に引継ぐ技術継承 |
| 東部公園緑地事務所 | 台東区上野公園7-47 電話3821-6141 (ダイヤル・庶務課庶務担当) | 昭和20年 4月1日 | 23区全域 武蔵野市、三鷹市、日野市、松戸市の一部等区外管理地 | 公園緑地の用地取得・造成整備・維持管理、霊園葬儀所の整備・管理、史跡名勝等の管理、苗木育成、動物園の管理と施設整備、オリンピック・パラリンピック競技大会関連施設の整備 | 公園緑地整備(日比谷、戸山、上野、代々木、浮間、赤塚、舎人、石神井、光が丘、高井戸、篠崎、水元、浜離宮、小石川後樂園、旧岩崎邸庭園ほか)、霊園葬儀所整備(青山、谷中、雑司ヶ谷、八柱、瑞江葬儀所ほか)、動物園整備(上野、多摩、井の頭、葛西臨海)、公園用地取得(和田堀、城北中央、篠崎、清澄、芝、善福寺川緑地、石神井ほか)、競技大会関連施設整備(葛西臨海隣接地、夢の島ほか) |
| 西部公園緑地事務所 | 武蔵野市御殿山1-17-59 電話0422-47-0111 (ダイヤル・庶務課庶務担当) | 昭和20年 4月1日 | 多摩地域全域 | 公園緑地の用地取得・造成整備・維持管理、霊園の整備・管理、特別緑地保全地区内の所有地の保全、史跡名勝の管理、苗木の育成 | 公園緑地整備(大戸、東伏見、六仙、玉川上水緑道、野山北・六道山、中藤、小金井、小宮、神代ほか)、霊園整備(八王子、小平、多磨)、公園用地取得(東伏見、六仙、神代、野山北・六道山、東大和、中藤、滝山、小金井、武蔵野、小山田、大戸ほか)、プレ・パーク事業の実施 |
| 江東治水事務所 | 葛飾区東新小岩1-14-11 電話3692-4832 (ダイヤル・庶務課庶務担当) | 昭和33年 5月1日 | | 低地河川の整備、水門・排水機場等の管理及び整備 | 高潮防御施設整備事業(新中川ほか)、スーパー堤防等整備事業(隅田川ほか)、耐震・耐水対策事業(隅田川・中川・水門等)、江東内部河川整備事業(北十間川ほか)、水門管理事業(水門管理センターほか21施設) |

3 総務局所管事務所（建設局関連）の概要

| 所 名 | 所 在 地 電 話 | 設 置 年 月 日 | 所 管 区 域 | 所 管 業 務 | 令 和 2 年 度 主 要 事 業 予 定 |
|-------------------|---------------------------------------|----------------|--------------------------|---|---|
| 大島支庁 土木課 | 大島町元町字オンダシ 222-1 電話04992-2-4441 | 大正15年 7月1日 | 大島町、利島 村、新島村、 神津島村 | 道路・橋梁・砂 防・海岸・急傾 斜地・地すべり 防止施設等の建 設及び維持管理 | 道路整備（一208泉津、一208間伏差木 地）、道路補修（一208岡田）、交通安 全施設（一208野増、一211十銭畑、一 224榎木が沢）、砂防（大金沢、佐久川、 滝川沢、差木地沢、神津沢）、海岸整 備（和田浜）、河川防災（前浜[利島]、 羽伏浦、若郷、間々下浦）ほか |
| 三宅支庁 土木港湾 課 | 三宅村伊豆642番地 電話04994-2-1313 | 昭和18年 4月1日 | 三宅村、御蔵 島村 | 〃 | 道路整備（一212）、交通安全施設（一 212、一223）、海岸（阿古、横ま、 御蔵）、道路補修、道路災害防除、河 川補修、緑地保護、砂防（長沢、厚木 沢、西川西支川、島内除石工） |
| 八丈支庁 土木課 | 八丈町大賀郷2466-2 電話04996-2-1114 | 大正15年 7月1日 | 八丈町、青ヶ 島村 | 〃 | 道路整備（一216大賀郷、一215大里、 神子尾 一236青ヶ島）、交通安全施設 （大賀郷）、災害防除（三根、垂戸、 青ヶ島）、橋梁補修（末吉）、路面補 修（三根他）、砂防（大里一ノ沢）、 河川維持（三根）河川防災（乙千代が 浜、汐間海岸） |
| 小笠原支 庁土木課 | 小笠原村父島西町 電話04998-2-2123 | 昭和43年 6月26日 | 小笠原村 | 道路・橋梁・砂 防・地すべり防 止施設・都市公 園の整備及び維 持管理 | 道路整備（行文線、北進線）、災害防 除（吹上谷、屏風谷）、交通安全施設 （一240、一241）、砂防（時雨川）、 河川防災（大谷川）、都市公園整備（大 神山公園） |

第4 組織の沿革

| 年 | 月日 | 本 庁 | 月日 | 本庁行政機関 | 年 | 月日 | 本 庁 | 月日 | 本庁行政機関 |
|---------|---|---|------------------|---|-----|----------------|---|---|---|
| S 21 | 2.1 | 建設局 庶務課 都市計画課 公園緑地課 道路課 河川課 敷地工事課 土地課 建築課 住宅課 港湾課 | 2.1 | 第一～第五土木出張所 南・北・西部公園 緑地出張所 上野恩賜公園動物園 瀝青混合所 | 33 | | | 5.1 | 中川改修事務所は江東治水事務所となる 駐車場管理事務所設置 多摩動物公園管理事務所設置 |
| | 7.11 | 土地課は土地整理課となる | 5.14 | 土木出張所は建設事務所となる 上野恩賜公園動物園は恩賜上野動物園となる | 35 | 7.1 | 都市計画部は首都整備局へ移管 | 4.1 | 特定街路建設事務所設置 |
| | 9.2 | 庶務課は総務課となる | | | | | 12.1 | 特定街路建設事務所廃止 第一～第三特定街路建設事務所設置 | |
| | 12.27 | 整地工事課 } 廃止 土地整理課 } 区画整理課 } 設置 土地課 } | | | 36 | 4.1 | 道路建設部廃止 道路建設部 建設部 } 設置 用地部 } | 4.1 | 第四特定街路建設事務所設置 |
| 23 | 5.1 整地工事課設置 9.1 建築課 } 建築局へ 住宅課 } 分離 | 11.11 | 土木技術研究所復活 | 39 | 8.1 | 区画整備部は都市改造部となる | 8.1 | 北多摩建設事務所設置 第一～第五区画整理事務所は東部・南部・西部・北部区画整理事務所に再編成 市街地改造事務所設置 多摩動物公園管理事務所は多摩動物公園となる 多摩川砂利管理事務所設置 駒沢オリンピック公園事務所設置 | |
| | | 12.1 | 第一～第五復興区画整理事務所設置 | | | | | | |
| 24 | 11.9 | 公園緑地課は公園観光課となる 港湾課は港湾部となる 土地課は財務局へ移管 | 6.11 | 公園緑地出張所は公園緑地事務所となる | | | | | |
| | | | 11.12 | 中川改修事務所復活 | | | | | |
| 26 | 6.11 | 港湾部は港湾局となる | | | | | | 12.1 | |
| 27 | 11.1 | 部課制の採用 総務部 計画部 公園緑地部 道路部 河川部 区画整理部 | | | 40 | 7.17 | 道路建設部 (建設部) (用地部) } 廃止 道路管理部 } 総務部は建政部となる | 11.1 | 駐車場管理事務所廃止 |
| 31 | 12.16 | 計画部は都市計画部となる 技監設置 | | | | | | | |
| 32 | 4.15 | 道路部廃止 道路管理部 } 設置 道路建設部 } | 4.15 | 復興区画整理事務所は区画整理事務所となる | 41 | 7.19 | 次長設置 | | |
| | | | | | | 12.1 | 主幹 (道路管) 主幹 (技術管) 主幹 (理担当) } 設置 | | |

| 年 | 月日 | 本 庁 | 月日 | 本庁行政機関 | 年 | 月日 | 本 庁 | 月日 | 本庁行政機関 | | | | | |
|----|--------|---|-------|--|----|-------|--|------------------------------------|--|----|-------|--|-------|--|
| 43 | 7. 5 | 次長廃止 道路用地部は用地部となる | | | 48 | 4. 1 | 主幹（緑化推進担当）設置 | 4. 1 | 北多摩建設事務所・第三特定街路建設事務所廃止 北多摩南部建設事務所・北多摩北部建設事務所設置 北多摩南部・北部建設事務所に次長を設置 | | | | | |
| 44 | 7. 5 | 建政部、道路工事は総務部、道路部となる 主幹（道路計画担当）設置 主幹（道路工事担当）設置 主幹（技術管理担当）は主幹（企画技術管理担当）となる | 7. 5 | 第六建設事務所 西多摩建設事務所 南多摩建設事務所設置 瀝青混合所・多摩川砂利管理事務所廃止 | 49 | 7. 1 | 都市防災本部に技監を設置 主幹（葛西沖開発担当）廃止 主幹（局務）設置 | 7. 1 | 西多摩建設事務所に次長を設置 | | | | | |
| | 12. 11 | 主幹（江東地区再開発担当）設置 | | | | 50 | 12. 1 | 主幹（局務）廃止 主幹（亀戸・大島・小松川地区事業化担当）設置 | | | | | | |
| 45 | 7. 16 | 次長設置 主幹（江東地区再開発担当）廃止 | | | 51 | 8. 1 | 都市防災本部技監廃止 都市防災本部 管理部 } 廃止 再開発部 } 区画整理部 } 企画部 } 設置 再開発部 } 区画整理部 } 主幹（企画技術管理担当） } 廃止 主幹（低地防災計画担当） } 廃止 主幹（局務）設置 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 46 | 6. 17 | 道路部 } 廃止 都市改造部 } 道路管理部 } 設置 道路建設部 } 都市防災本部 } 管理部 } 再開発部 } 区画整理部 } 主幹（道路管理担当）廃止 主幹（道路工事担当）廃止 主幹（道路保全担当）設置 | 6. 17 | 市街地改造事務所廃止 市街地再開発事務所設置 |
| 47 | 2. 16 | 主幹（葛西沖開発担当）設置 | 2. 16 | 東部・南部・北部区画整理事務所は、第一・第二・第三区画整理事務所、西部区画整理事務所は市街地再開発事務所、市街地再開発事務所は江東再開発事務所となる | 52 | 7. 11 | 主幹（亀戸・大島・小松川地区事業化担当）廃止 主幹（緑化推進担当）廃止 主幹（公園管理担当）設置 | 7. 11 | 江東南部再開発事務所設置 | | | | | |
| | 12. 1 | 主幹（低地防災計画担当）設置 | 12. 1 | 第三、南多摩、北多摩建設事務所及び第一、第四特定街路建設事務所に次長を設置 | | | | | | 56 | | | 4. 1 | 第一・第二・第四特定街路建設事務所廃止 第一・第四特定街路建設事務所の次長を廃止 第一街路整備事務所・第二街路整備事務所設置 |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 8. 1 | 次長設置 | | | | | | | |

| 年 | 月日 | 本 庁 | 月日 | 本庁行政機関 | 年 | 月日 | 本 庁 | 月日 | 本庁行政機関 |
|--------|------|--------------------------------|------------------|--|------|-----|--|--|--|
| 59 | 12.1 | 企画部廃止 | 12.1 | 第三建設事務所の次長を廃止 | 2 | 8.1 | 職の名称変更 企画担当部長 参事（道路保全担当） 参事（道路計画担当） 参事（公園管理担当） | | |
| 60 | 4.1 | 主幹（事業調整）設置 | 7.1 | 駒沢オリンピック公園事務所廃止 西多摩・南多摩・北多摩南部・北多摩北部建設事務所の次長を廃止 | 3 | | | 4.1 | 道路モノレール建設事務所設置 |
| | 10.1 | 主幹（事業調整）廃止 | 10.1 | 第一・第二・第三・第四・第五・第六・西多摩・南多摩・北多摩南部・北多摩北部建設事務所、江東治水事務所に副所長設置 | | | | 4.1 | 南部公園緑地事務所・北部公園緑地事務所廃止 東部公園緑地事務所設置 |
| | | | | 南部・北部・西部公園緑地事務所に副所長設置 南多摩建設事務所、市街地・江東・江東南部再開発事務所廃止 | | | | 4.1 | 道路モノレール建設事務所廃止 新交通建設事務所設置 |
| | | | | 南多摩東部・南多摩西部建設事務所、第一～第二再開発事務所設置 | 12.1 | | 4.1 | 第三区画整理事業所廃止 第一、第二再開発事務所廃止 再開発事務所設置 | |
| | | | | 南多摩東部・南多摩西部建設事務所、第一～第二再開発事務所に副所長設置 | 13 | 4.1 | 区画整理部・再開発部廃止 市街地整備部の設置 | 4.1 | 多摩ニュータウン整備事務所設置 |
| | 61 | 4.1 | 主幹（道路公社設立準備担当）設置 | | | 14 | 4.1 | 理事設置 多摩ニュータウン事業部設置 | 4.1 |
| | 5.23 | 次長廃止 | 7.1 | 恩賜上野動物園、多摩動物公園に副園長設置 | 16 | 4.1 | 理事（多摩ニュータウン事業担当）廃止 市街地整備部及び多摩ニュータウン事業部を統合し、都市整備局に移管 | 4.1 | 第一・第二区画整理事務所及び再開発事務所は都市整備局へ移管 多摩ニュータウン整備事務所は3級事業所とし都市整備局へ移管 |
| 63 | 4.1 | 主幹（道路公社設立準備担当）廃止 主幹（水上バス）設置 | 4.1 | 第二～第三区画整理事務所に副所長設置 | 17 | | | 4.1 | 第七建設事務所廃止 |
| H 元 | 4.1 | 主幹（水上バス）廃止 | 4.1 | 第一～第二街路整備事務所廃止 | 18 | | | 4.1 | 土木技術研究所廃止 土木技術センター設置 恩賜上野動物園及び多摩動物公園は指定管理者制度の導入に伴い廃止 |
| | 7.16 | 次長設置 | | 第七建設事務所設置 第七建設事務所、第一区画整理事務所に副所長設置 | | | | | |

| 年 | 月日 | 本 庁 | 月日 | 本庁行政機関 | 年 | 月日 | 本 庁 | 月日 | 本庁行政機関 |
|----|------|--|-----|---|---|----|-----|----|--------|
| 19 | | | 4.1 | 新交通建設事務所 廃止 | | | | | |
| 20 | 7.16 | 三環状道路整備推 進担当部長設置 | | | | | | | |
| 21 | 4.1 | 三環状道路整備推 進担当部長廃止 三環状道路整備推 進部設置 | 4.1 | 土木技術センター 廃止 土木技術支援・人 材育成センター設 置 | | | | | |
| | 7.16 | 情報基盤整備担当 部長設置 | | | | | | | |
| 22 | 7.16 | 参事（道路保全担 当）廃止 参事（道路計画担 当）廃止 参事（公園管理担 当）廃止 道路保全担当部長 設置 道路計画担当部長 設置 公園管理担当部長 設置 | | | | | | | |
| 23 | 4.1 | 情報基盤整備担当 部長廃止 | | | | | | | |

第5 人員一覽表

令和2年4月1日現在(単位:人)

| 区分 | 管理職 | | | | | | | | | | 一般職員 | | | | | | | | | | 計 | | | |
|-----------------|--------------|-----------|----|----|----|----|----------|-----|------------|-------------|--------------|---------------|-----------|-----------|-----------|----|----|----|-----------|----------|---------------|-----------|---------------|----------------|
| | ()は再任用職員数で内数 | | | | | | | | | | ()は再任用職員数で内数 | | | | | | | | | | | | | |
| | 事務 | 技術 | | | | | | | | 小計 | 事務 | 技術 | | | | | | | | 技能 労務 | | 小計 | | |
| 土木 | | 建築 | 機械 | 電気 | 林業 | 造園 | 獣医 | 技術計 | 土木 | | | 建築 | 機械 | 電気 | 林業 | 畜産 | 水産 | 造園 | 獣医 | | 技術計 | | | |
| 総務部 | 9 | 6 | | 1 | | | | | 7 | 16 | 70 | 18 | 1 | 1 | 2 | | | | | 22 | | 92 | 108 | |
| 用地部 | 6 | | | | | | | | | 6 | 55 | | 4 | | | | | | | 4 | | 59 | 65 | |
| 道路管理部 | 4 | 10 | | | | | | | 10 | 14 | 35 | 80 | 1 | 1 | 3 | | | | | 85 | | 120 | 134 | |
| 道路建設部 | 1 | 14 | | | | | | | 14 | 15 | 21 | 102 | | | | | | | | 102 | | 123 | 138 | |
| 三環状道路 整備推進部 | 2 | 2 | | | | | | | 2 | 4 | 19 (1) | 8 | 2 | | | | | | | 10 | | 29 (1) | 33 (1) | |
| 公園緑地部 | 9 | | | | | | 3 | | 3 | 12 | 38 | 1 | 3 | 1 | | | 2 | | 31 | | 38 | | 76 | 88 |
| 河川部 | 2 | 8 | 1 | | | | | | 9 | 11 | 32 | 68 | | 3 | 4 | | | | | | 75 | | 107 | 118 |
| 小計 | 33 | 40 | 1 | 1 | | | 3 | | 45 | 78 | 270 (1) | 277 | 11 | 6 | 9 | | 2 | | 31 | | 336 | | 606 (1) | 684 (1) |
| 第一建設事務所 | 2 (2) | 3 | 1 | | | | | | 4 | 6 (2) | 29 (1) | 77 (1) | 2 | 2 | 4 | | | | 2 | | 87 (1) | 5 (2) | 121 (4) | 127 (6) |
| 第二建設事務所 | 6 | 4 | | | | | | | 4 | 10 | 68 (4) | 97 (2) | 4 | 2 (1) | 4 | | | | 1 | | 108 (3) | 4 | 180 (7) | 190 (7) |
| 第三建設事務所 | 4 (1) | 4 | | | | | | | 4 | 8 (1) | 42 (1) | 81 (3) | 4 | 4 | 3 | | | | 2 (1) | | 94 (4) | 2 | 138 (5) | 146 (6) |
| 第四建設事務所 | 6 | 4 | | | | | | | 4 | 10 | 66 (2) | 83 (6) | 4 | 1 | 4 | | | | 2 | | 94 (6) | 2 (1) | 162 (9) | 172 (9) |
| 第五建設事務所 | 3 | 4 | | | | | | | 4 | 7 | 38 (3) | 74 (2) | 1 | | 2 | | | | 2 (1) | | 79 (3) | 5 | 122 (6) | 129 (6) |
| 第六建設事務所 | 5 (2) | 2 | | | | | | | 2 | 7 (2) | 54 (4) | 83 (11) | 3 | | 1 | | | | 2 (1) | | 89 (12) | 3 (1) | 146 (17) | 153 (19) |
| 西多摩建設事務所 | 4 | 5 | | | | | | | 5 | 9 | 37 (4) | 92 (5) | 1 | | 2 (1) | | | | | | 95 (6) | 7 (1) | 139 (11) | 148 (11) |
| 南多摩東部建設事務所 | 5 (1) | 2 | | | | | | | 2 | 7 (1) | 27 (1) | 60 (2) | 2 | 1 | 2 | | | | | | 65 (2) | 3 | 95 (3) | 102 (4) |
| 南多摩西部建設事務所 | 5 (1) | 2 | | | | | | | 2 | 7 (1) | 29 (1) | 53 (4) | 1 (1) | | 1 | | | | | | 55 (5) | 2 | 86 (6) | 93 (7) |
| 北多摩南部建設事務所 | 4 (2) | 4 | | | | | | | 4 | 8 (2) | 38 (2) | 64 (2) | 1 | | 1 | | | | 1 | | 67 (2) | 2 (1) | 107 (5) | 115 (7) |
| 北多摩北部建設事務所 | 2 (1) | 4 | 1 | | 1 | | | | 6 | 8 (1) | 43 (1) | 62 (4) | 3 | | 1 | | | | | | 66 (4) | 2 (1) | 111 (6) | 119 (7) |
| 土木技術支援・人材育成センター | | 2 (1) | | | | | | | 2 (1) | 2 (1) | 4 (1) | 22 | | | | | | | | | 22 | | 26 (1) | 28 (2) |
| 東部公園緑地事務所 | 3 | 1 | | | | 1 | 3 | | 5 | 8 | 36 (1) | 9 (1) | 7 | 4 | 9 (1) | | | | 33 (1) | | 62 (3) | 1 (1) | 99 (5) | 107 (5) |
| 西部公園緑地事務所 | 1 | 1 | | | | | 2 (1) | | 3 (1) | 4 (1) | 19 (1) | 5 (1) | 2 | 1 | 1 | | | | 18 (1) | | 27 (2) | 1 | 47 (3) | 51 (4) |
| 江東治水事務所 | 1 (1) | 4 | | 1 | | | | | 5 (1) | 6 (1) | 7 | 57 (1) | 4 | 16 (1) | 21 (1) | | | | | | 98 (3) | 2 (1) | 107 (4) | 113 (5) |
| 小計 | 51 (11) | 46 (1) | 2 | 1 | 1 | 1 | 5 (1) | | 56 (2) | 107 (13) | 537 (27) | 919 (45) | 39 (1) | 31 (2) | 56 (3) | | | | 63 (5) | | 1,108 (56) | 41 (9) | 1,686 (92) | 1,793 (105) |
| 計 | 84 (11) | 86 (1) | 3 | 2 | 1 | 1 | 8 (1) | | 101 (2) | 185 (13) | 807 (28) | 1,196 (45) | 50 (1) | 37 (2) | 65 (3) | | 2 | | 94 (5) | | 1,444 (56) | 41 (9) | 2,292 (93) | 2,477 (106) |

第6 令和2年度予算

1 予算の基本的な考え方

我が国の景気は、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復基調が続くことが期待されるものの、通商問題をめぐる緊張、中国経済の先行き、英国のEU離脱等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ等に伴う需要変動など、今後の景気動向には引き続き注視が必要である。

こうした中、今日の都政には、未来への跳躍台とするべき東京2020大会を確実に成功させ、次世代へと継承するレガシーを創り上げるとともに、大規模地震や台風など災害への備え、年々激しさを増す猛暑への対策、人口減少や更なる少子高齢化への対応、高齢運転者による交通事故の防止や待機児童解消など、誰もが安心して暮らし、いきいきと活躍できる社会を築くための施策を着実に推進していくことが求められている。

このような状況にあって、都がなすべきことは、「『未来の東京』戦略ビジョン」に掲げる2040年代の東京の姿を目指し、「成長」と「成熟」が両立した東京を実現していくことであり、同時にそのための施策の着実な実施を可能とする、強固で弾力的な財政基盤を確保していくことである。

令和2年度予算は、東京2020大会を確実に成功させるとともに、「成長」と「成熟」が両立した、輝ける「未来の東京」を創る予算として、

第一に、東京2020大会を確実な成功へと導き、次世代へ継承するレガシーを創り上げること

第二に、都政が直面する諸課題に迅速かつ的確に対応するとともに、Society5.0の実現に向けた施策など、東京が成長を生み続ける成熟都市として進化を図るための取組を積極果敢に進めること

第三に、将来にわたる施策展開を支えるため、都政改革を更に進め、ワイズ・スペンディング(賢い支出)の視点により無駄の排除を徹底し、財政基盤をより強固なものとする

を基本として編成した。

このような都の予算編成方針のもと、建設局では、東京2020大会の開催とその先を見据え、都市基盤施設を効果的・重点的に整備するとともに、適切な維持管理を通して将来世代に良好な社会資本を継承することを基本に、

一点目は、都民の安全を守るため、防災対策の更なる充実・強化を図り、高度防災都市づくりを

着実に推進すること

二点目は、利便性の向上と経済的發展を支える幹線道路ネットワークやボトルネック対策を強化すること

三点目は、都市基盤施設について、良好な状態で次世代に継承していくため、予防保全型管理を推進するとともに、公共空間を有効活用し、新たな賑わいを創出すること

四点目は、事業効果の早期発現や新たな事業の立ち上げなど、時機にかなった戦略的な取組を進めるために必要となる予算を編成した。

2 予算規模

令和2年度の建設局関係予算の総額は5,832億円で、前年度に対して79億円、1.4%の増となっており、その会計別の内訳は第1・1表のとおりである。

一般会計について、都全体と当局とを比較すると、第1・2表のとおり、一般会計全体の予算規模が前年度に比べ△1.4%減、当局の予算規模は、1.4%増であり、一般会計全体に占める当局の割合は、7.9%となっている。

(資料第1-(2)、P.172)

第1・1表 建設局関係予算規模(会計別)

| 区分 | 2年度 | 元年度 | 比較増減 | 増減率 |
|------|-------|-------|------|-------|
| | 億円 | 億円 | 億円 | % |
| 一般会計 | 5,832 | 5,753 | 79 | 1.4 |
| 用地会計 | 42 | 61 | △19 | △30.8 |
| 合計 | 5,874 | 5,814 | 60 | 1.0 |

第1・2表 建設局関係予算規模(年度別)

| 区分 | 一般会計 | | | | 都全体に占める建設局割合(B/A) |
|-----|--------|------|--------|------|-------------------|
| | 都全体(A) | | 建設局(B) | | |
| 年度 | 予算額 | 増減率 | 予算額 | 増減率 | |
| 平成 | 億円 | % | 億円 | % | % |
| 23 | 62,360 | △0.4 | 4,803 | △1.3 | 7.7 |
| 24 | 61,490 | △1.4 | 4,721 | △1.7 | 7.7 |
| 25 | 62,640 | 1.9 | 4,768 | 1.0 | 7.6 |
| 26 | 66,667 | 6.4 | 5,053 | 6.0 | 7.6 |
| 27 | 69,520 | 4.3 | 5,499 | 8.8 | 7.9 |
| 28 | 70,110 | 0.8 | 5,860 | 6.6 | 8.4 |
| 29 | 69,540 | △0.8 | 5,909 | 0.8 | 8.5 |
| 30 | 70,460 | 1.3 | 5,965 | 1.0 | 8.5 |
| 令和元 | 74,610 | 5.9 | 5,753 | △3.5 | 7.7 |
| 2 | 73,540 | △1.4 | 5,832 | 1.4 | 7.9 |

3 一般会計歳入予算の概要

令和2年度の建設局歳入予算は、所管外財源を含めた特定財源総額で4,220億円となっている。

前年度と比べて特定財源は865億円の増、一般財源は△786億円の減となっている。(第1・1図)

第1・1図 一般会計当初予算の推移と財源の構成



(1) 特別交付金

| 2年度 | 元年度 | 比較増△減 |
|-----------|-----------|---------|
| 千円 | 千円 | 千円 |
| 1,139,895 | 1,180,586 | △40,691 |

道路交通法の反則行為に関する処理手続の特例によって、国に納付された反則金の収入額を建設局及び警視庁所管の交通安全施設(歩道、道路標識等)の整備の費用に充てるため人口集中地区人口、人身事故発生件数及び改良済道路延長を基準として交付されるものである。

(2) 分担金及負担金

| 2年度 | 元年度 | 比較増△減 |
|-----------|-----------|-------|
| 千円 | 千円 | 千円 |
| 9,068,957 | 9,062,576 | 6,381 |

鉄道と道路との連続立体交差事業に伴う負担金や中小河川の護岸改修に伴う橋梁架替費用の負担金などであり、その内訳は第1・3表のとおりである。

(3) 使用料及手数料

| 2年度 | 元年度 | 比較増△減 |
|------------|------------|---------|
| 千円 | 千円 | 千円 |
| 27,965,519 | 27,077,248 | 888,271 |

使用料は、道路や河川敷地の占用料、動物園の入園料、公園施設の利用料などであり、手数料は、行政サービスの対価として徴収するもので、その内訳は第1・4表のとおりである。

第1・3表 分担金及負担金

| 区分 | 2年度 | 元年度 |
|----------------------------|-------------|-------------|
| 道路橋梁費関係(連続立体交差事業に伴う負担金ほか) | 8,721,127千円 | 8,763,547千円 |
| 河川海岸費関係(河川工事に伴う橋梁架替の負担金ほか) | 343,697 | 295,425 |
| 公園霊園費関係(非常用発電設備維持管理費負担金) | 4,133 | 3,604 |

第1・4表 使用料及手数料

| 区分 | 2年度 | 元年度 |
|------------------------------|--------------|--------------|
| 道路橋梁費関係(道路占用料ほか) | 13,663,269千円 | 13,422,159千円 |
| 河川海岸費関係(河川敷地占用料、流水占用料ほか) | 3,243,759 | 2,922,493 |
| 公園霊園費関係(動物園入園料、公園・霊園施設使用料ほか) | 11,049,103 | 10,723,160 |
| 土木管理費関係(証明閲覧ほか) | 9,388 | 9,436 |

(4) 国庫支出金

| 2年度 千円 | 元年度 千円 | 比較増△減 千円 |
|------------|------------|-------------|
| 44,216,494 | 41,412,407 | 2,804,087 |

地方財政法等の規定に基づき、国がその事業の経費の一部を負担する国庫負担金並びに国が特定の事業を奨励することを目的として支出する国庫補助金及び国の法定受託事務等に支出される国庫委託金があり、その内訳は第1・5表のとおりである。

(5) 財産収入

| 2年度 千円 | 元年度 千円 | 比較増△減 千円 |
|-----------|-----------|-------------|
| 1,403,068 | 1,437,711 | △34,643 |

都有財産の運用収入及び公共事業の施行に伴う代替地の売払い収入などで、その内訳は第1・6表のとおりである。

(6) 寄附金

| 2年度 千円 | 元年度 千円 | 比較増△減 千円 |
|-----------|-----------|-------------|
| 10,000 | 10,000 | 0 |

公益財団法人東京動物園協会からのジャイアントパンダ繁殖研究プロジェクトに係る寄附金である。

(7) 繰入金

| 2年度 千円 | 元年度 千円 | 比較増△減 千円 |
|-------------|------------|-------------|
| 171,911,413 | 93,084,012 | 78,827,401 |

街路整備事業等の施行に伴う下水道工事負担金や水道工事における道路自費復旧工事の監督事務費などを各公営企業会計から繰り入れるもののほか、社会資本等整備基金や無電柱化推進基金などから財源充当される基金繰入金であり、その内訳は第1・7表のとおりである。

第1・5表 国庫支出金

| 区 分 | 2年度 千円 | 元年度 千円 | 負担補助割合 |
|------------------|------------|------------|---------------------|
| 国庫負担金 (土木費国庫負担金) | 12,732,632 | 1,985,287 | |
| 道路橋梁 (街路整備ほか) | 11,015,000 | 1,941,900 | 1/3・1/2・3/5・0.667 |
| 河川海岸 (中小河川整備ほか) | 1,713,000 | 34,400 | 1/2・0.667 |
| 土木管理 (市町村指導監督) | 4,632 | 8,987 | 10/10 |
| 国庫補助金 (土木費国庫補助金) | 31,470,843 | 39,414,281 | |
| 道路橋梁 (街路整備ほか) | 25,374,018 | 32,908,581 | 1/2・3/5 |
| 河川海岸 (高潮防御施設ほか) | 5,732,065 | 6,039,545 | 1/3・1/2・5.5/10・9/10 |
| 公園霊園 (公園整備ほか) | 364,760 | 454,356 | 1/3・1/2 |
| 土木管理 (庁舎耐震改修) | 0 | 11,799 | 1/2 |
| 国庫委託金 (土木費委託金) | 13,019 | 12,839 | |
| 河川海岸 (水害統計調査) | 226 | 222 | 10/10 |
| 土木管理 (建設統計調査) | 12,793 | 12,617 | 10/10 |

第1・6表 財産収入

| 区 分 | 2年度 千円 | 元年度 千円 |
|----------------------------|-----------|-----------|
| 河川海岸費関係 (地所賃貸料ほか) | 15,645 | 15,816 |
| 公園霊園費関係 (地所賃貸料) | 52 | 48 |
| 土木管理費関係 (用地取得に関連する代替地売払ほか) | 1,387,371 | 1,421,847 |

第1・7表 繰入金

| 区 分 | 2年度 千円 | 元年度 千円 |
|--------------------------------|-------------|------------|
| 公営企業会計繰入金 | 1,025,660 | 3,708,683 |
| 中央卸売市場会計繰入金 (同時施行工事負担金ほか) | 90,236 | 12,823 |
| 臨海地域開発事業会計繰入金 (臨海部開発者負担金) | 150,000 | 2,872,792 |
| 交通事業会計繰入金 (非常用発電設備維持管理費負担金) | 17,802 | 15,526 |
| 高速電車事業会計繰入金 (道路自費復旧工事監督事務費) | 397 | 241 |
| 水道事業会計繰入金 (道路自費復旧工事監督事務費ほか) | 282,182 | 264,936 |
| 工業用水道事業会計繰入金 (公園水道管切替工事負担金ほか) | 78,536 | 431 |
| 下水道事業会計繰入金 (街路事業に伴う下水道工事負担金ほか) | 406,507 | 541,934 |
| 基金繰入金 (社会資本等整備基金、無電柱化推進基金ほか) | 170,885,753 | 89,375,329 |

(8) 諸収入

| 2年度 千円 | 元年度 千円 | 比較増△減 千円 |
|-----------|-----------|-------------|
| 4,459,299 | 4,827,426 | △368,127 |

公共事業の施行に伴う移転資金貸付金などの元利収入、街路整備事業と隣接事業との同時施工に伴う受託事業収入、宝くじ収入などであり、内訳は第1・8表のとおりである。

(9) 都債

| 2年度 千円 | 元年度 千円 | 比較増△減 千円 |
|-------------|-------------|-------------|
| 164,653,000 | 160,716,000 | 3,937,000 |

道路、河川、公園など都市基盤の整備にあたり、納税者の世代間の負担の均衡を図り、投資的経費の財政需要に応じていくための計上であり、内訳は第1・9表のとおりである。

第1・8表 諸収入

| 区 分 | 2年度 千円 | 元年度 千円 |
|-----------------------------|-----------|-----------|
| 道路橋梁費関係 (街路事業との同時施工工事受託費ほか) | 1,593,284 | 2,144,018 |
| 河川海岸費関係 (宝くじ収入ほか) | 266,527 | 362,963 |
| 公園霊園費関係 (宝くじ収入ほか) | 2,373,906 | 2,056,867 |
| 土木管理費関係 (生活再建資金貸付返済金ほか) | 225,582 | 263,578 |

第1・9表 都債

| 区 分 | 2年度 千円 | 元年度 千円 |
|---------------------------|-------------|-------------|
| 道路橋梁費関係 (街路整備、交通安全施設ほか) | 116,487,000 | 106,067,000 |
| 河川海岸費関係 (中小河川整備、高潮防御施設ほか) | 36,486,000 | 42,133,000 |
| 公園霊園費関係 (公園整備、動物園整備) | 11,680,000 | 12,516,000 |

4 一般会計歳出予算の特徴

(1) 令和2年度予算のポイント

1) 安全安心—安心で暮らしやすい社会の実現

1,679億円 (対前年度 △121億円減 △6.7%減)

- ① 中小河川の整備 368億円
環状七号線地下広域調節池など
- ② 高潮防御施設等の整備 92億円
毛長川、石神井川など
- ③ 東部低地帯の耐震・耐水対策 294億円
綾瀬川、中川、亀島川水門など
- ④ 木密・特定整備路線の整備 474億円
補助第29号線など 18路線 31箇所
- ⑤ 無電柱化の推進 289億円
- ⑥ 道路斜面の安全対策 48億円
- ⑦ 土砂災害対策 (砂防・急傾斜地等) 81億円
- ⑧ 河川防災 御蔵海岸など 8億円
- ⑨ 都立公園の防災機能の強化充実 25億円
東綾瀬公園、小金井公園など

2) 渋滞対策—国際競争力と経済活力の強化

1,971億円 (対前年度 154億円増 8.5%増)

- ① 骨格幹線道路の整備 1,086億円
環状第1号線、小平3・2・8号線など
- ② 首都圏三環状道路の整備 外環 51億円

- ③ 地域幹線道路の整備 463億円
補助第230号線、八王子町田線など
- ④ 鉄道の連続立体交差事業の推進 256億円
西武新宿線、京王京王線など 5路線6箇所
- ⑤ 橋梁の整備 (新設・架替) 75億円
等々力大橋(仮称)、関戸橋など 13橋
- ⑥ 第3次交差点すいすいプラン 40億円
右折レーン設置等の交差点改良 44箇所

3) 快適環境—魅力ある都市づくり

406億円 (対前年度 △17億円減 △4.0%減)

- ① 都立公園の整備 254億円
祖師谷公園、六仙公園など
- ② 道路や水辺空間の緑化推進 16億円
- ③ 道路のバリアフリー化 4億円
- ④ 自転車通行空間の整備 16億円
- ⑤ 環境対策型舗装の推進 78億円
- ⑥ 道路照明のLED化 38億円

4) 施設管理—都市基盤施設的良好な維持管理

738億円 (対前年度 44億円増 6.3%増)

- ① 道路・河川・公園の維持管理 531億円
- ② 予防保全型管理 橋梁長寿命化など 207億円

(2) 令和2年度予算による事業効果

- 1) 町田日野線（宿通り）完成
- 2) 東村山東久留米線（柳窪）完成
- 3) 放射第16号線完成
- 4) 環状第4号線（河田町）完成
- 5) 三鷹3・2・2号線（牟礼）完成
- 6) 補助第90号線完成
- 7) 小金井3・4・14号線完成
- 8) 新花畑橋（仮称）完成
- 9) 日の出団地前交差点完成
- 10) 高井戸公園 北地区東側新規開園
- 11) 上野恩賜公園 公園口再整備完了
- 12) 小石川後樂園 唐門復元整備完了
- 13) 多磨霊園 集合墓地（樹林型合葬埋蔵施設）整備完了
- 14) 第六建設事務所 改修工事完了

(3) 令和2年度予算における主要整備指針

- 1) 区部環状道路完成率 76.4%→76.4%
- 2) 多摩南北道路完成率 73.8%→73.8%
- 3) 多摩東西道路完成率 70.9%→71.4%
- 4) 中小河川護岸整備率 67.7%→68.1%
- 5) 治水安全度達成率（50mm） 80.5%→80.8%
- 6) 高潮防御施設整備率 92.6%→92.7%
- 7) 1人あたり公園面積 5.77㎡→5.80㎡

(4) 経常経費 789億円

経常経費については、都市基盤施設を良好な状態に保つ維持・修繕・管理等に加え、安全性や景観の向上などに重点をおいた維持管理を行うため、所要の経費を計上した。あわせて、計画的・効果的な維持管理の実施と工事発注の平準化のため、ゼロ都債 40億円を計上した。

(5) 国庫補助事業 888億円

国庫補助事業については、前年度に比べ4.9%増の888億円となった。なお、一般会計に占める補助事業の割合は、元年度の14.7%から15.2%へと増加した。（第1・2図）

第1・2図 補助・単独事業別予算比較

| 年度 | 補助事業 | | 単独事業 | 計 | |
|----|-------|------|------|-------|-------|
| | 50% | | | | |
| 22 | 2,061 | 42.4 | 57.6 | 2,803 | 4,864 |
| 23 | 1,915 | 39.9 | 60.1 | 2,888 | 4,803 |
| 24 | 1,589 | 33.7 | 66.3 | 3,132 | 4,721 |
| 25 | 1,440 | 30.2 | 69.8 | 3,328 | 4,768 |
| 26 | 1,315 | 26.0 | 74.0 | 3,738 | 5,053 |
| 27 | 1,185 | 21.5 | 78.5 | 4,314 | 5,499 |
| 28 | 1,226 | 20.9 | 79.1 | 4,634 | 5,860 |
| 29 | 1,186 | 20.1 | 79.9 | 4,723 | 5,909 |
| 30 | 956 | 16.0 | 84.0 | 5,009 | 5,965 |
| 元 | 847 | 14.7 | 85.3 | 4,906 | 5,753 |
| 2 | 888 | 15.2 | 84.8 | 4,944 | 5,832 |

注) 補助事業には公共のほか交付金を含む。

(6) 一般会計歳出予算を目的別（項別）に見ると、予算額と構成比は、道路橋梁費 3,910億円 67.0%、河川海岸費 1,057億円 18.1%、公園霊園費 599億円 10.3%、土木管理費 266億円 4.6%の構成となっている。（第1・10表）

第1・10表 目的別（項別）予算

| 区分 | 2年度 | | 元年度 | | 増△減 | 増減率 |
|-------|-------|------|-------|------|------|------|
| | 予算額 | 構成比 | 予算額 | 構成比 | | |
| 道路橋梁費 | 3,910 | 67.0 | 3,719 | 64.6 | 191 | 5.1 |
| 河川海岸費 | 1,057 | 18.1 | 1,160 | 20.2 | △103 | △8.8 |
| 公園霊園費 | 599 | 10.3 | 599 | 10.4 | 0 | △0.0 |
| 土木管理費 | 266 | 4.6 | 275 | 4.8 | △9 | △3.4 |
| 合計 | 5,832 | 100 | 5,753 | 100 | 79 | 1.4 |

(7) またこれを性質別にみると、予算額と構成比は、投資的経費 5,044億円 86.5%、給与関係費 239億円 4.1%、維持補修費 489億円 8.4%、物件費ほか 60億円 1.0%である。

(第1・11表)

第1・11表 性質別予算

| 区分 | 2年度 | | 元年度 | | 増△減 | 増減率 |
|-------|-------|------|-------|------|-----|-----|
| | 予算額 | 構成比 | 予算額 | 構成比 | | |
| 投資的経費 | 5,044 | 86.5 | 5,001 | 86.9 | 43 | 0.9 |
| 給与関係費 | 239 | 4.1 | 236 | 4.1 | 3 | 1.1 |
| 維持補修費 | 489 | 8.4 | 458 | 8.0 | 31 | 6.9 |
| 物件費ほか | 60 | 1.0 | 58 | 1.0 | 2 | 3.8 |
| 合計 | 5,832 | 100 | 5,753 | 100 | 79 | 1.4 |

5 一般会計歳出予算の概要

| | | |
|-------------|-------------|-----------|
| 2年度 | 元年度 | 比較増△減 |
| 千円 | 千円 | 千円 |
| 583,235,000 | 575,330,000 | 7,905,000 |

(第1・3図)

(1) 道路橋梁費

| | | |
|-------------|-------------|------------|
| 2年度 | 元年度 | 比較増△減 |
| 千円 | 千円 | 千円 |
| 391,030,000 | 371,923,000 | 19,107,000 |

都知事が管理する道路、橋梁の維持管理費及び新設、改修に要する経費である。

1) 骨格幹線道路の整備 1,171億円

都心に流入する通過交通の分散や多摩地域での渋滞の緩和を図るため、区部放射・環状、多摩南北方向、区部多摩を結ぶ東西方向の幹線道路を重点的に整備する。

2) 東京外かく環状道路の整備推進 51億円

外環のうち青梅街道インターチェンジ地域の用地取得事務を国から受託し、事業を推進する。(直轄事業負担金含む)

3) 地域幹線道路の整備 852億円

骨格幹線道路を補完し、地域の防災性や交通の定時性を確保するなど、地域生活を支える基幹的な幹線道路を整備する。

4) 木密地域・特定整備路線の整備(再掲) 474億円

震災時に特に甚大な被害が想定される木造住宅密集地域において、延焼遮断や避難、救援など防災性の向上に資する都施行の都

市計画道路を「特定整備路線」として選定し、「燃え広がらないまち」の実現を図る。

5) 第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業 33億円

多摩地域のまちづくりと密接に関連した都道について、市と協力して整備を行い、地域のネットワークの早期完成を図る。

6) 鉄道の連続立体交差事業 256億円

一定区間の鉄道を連続して立体化することにより、交通渋滞の緩和、地域分断の解消を図り、一体的なまちづくりを推進するほか、踏切事故を解消し、安全性を確保する。

7) 多摩都市モノレールの整備 1億円

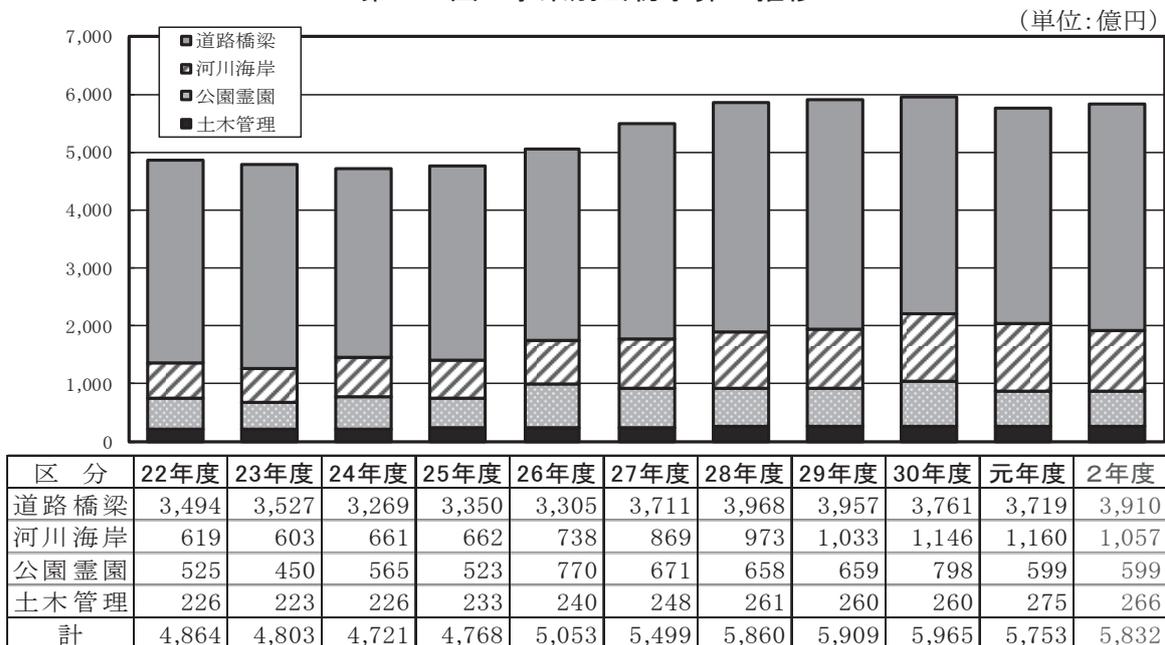
多摩地域のアクセス利便性や生活利便性の向上に直結する箱根ヶ崎方面延伸の事業化に向けて、現況調査及び基本設計等に着手する。

8) 安全性を重視した道路補修 323億円

安全で円滑な道路交通を確保するため、路面補修や集中豪雨時の緊急安全対策を実施するほか、沿道環境対策や道路照明のLED化などに取り組む。

また、夏の暑さ対策として、センター・コア・エリアを中心とした重点エリアにおいて、路面温度の上昇を抑える遮熱性舗装や保水性舗装を路面補修工事にあわせて実施する。

第1・3図 事業別当初予算の推移



9) 街路樹の防災機能強化 1億円

腐朽等により倒木の恐れのある大径木（幹周り90cm以上の街路樹）について、特に大径木化が進行している特定緊急輸送道路のうち38路線を対象に、令和2年度まで計画的に更新する。

10) 無電柱化の推進 289億円

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出を図るため、重点整備地域をセンター・コア・エリアから環状七号線の内側エリアまで拡大するとともに、防災上重要な位置付けとなる第一次緊急輸送道路等の都道について、重点的に無電柱化を推進する。

また、面的に広がりをもった無電柱化を図るため、区市町村が実施する無電柱化事業の補助を行う。

11) 交通ボトルネックの解消 40億円
(第3次交差点すいすいプラン)

右折車線のない交差点など、道路交通上の支障となっている箇所を集中的に整備す

ることで渋滞の解消を図る。

12) 歩道の整備 53億円

歩行者を交通事故から守り、車椅子利用者や自転車も通行できる安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道が未整備又は歩道幅員2m未満の道路において、歩道の整備を推進する。

13) 道路のバリアフリー化 4億円

高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るため、歩道の段差解消や勾配改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などによるバリアフリー化に取り組む。

また、東京2020大会のレガシーとして、特に高齢者や障害者等の移動が徒歩で行われている道路については、都道の整備に加え、区市町村道のバリアフリー化補助を行い、面的なバリアフリー化を推進する。

14) 自転車通行空間の整備 16億円

歩行者、自転車、自動車とともに安全で安心して通行できる空間を実現するため、自転車通行空間の整備を推進する。

| 区 分 | 2 年 度 | 元 年 度 |
|---------------------------------|--------------|--------------|
| 管理費（道路橋梁事業の実施に伴う人件費、管理事務費） | 2,738,000 千円 | 2,666,000 千円 |
| 道路管理費（都道の認定改廃、道路台帳整備等道路の管理） | 589,000 | 549,000 |
| 駐車場管理費（都営駐車場の管理運営等） | 911,000 | 1,052,000 |
| 道路維持費（道路、街灯、交通安全施設、街路樹等の維持） | 24,555,000 | 21,960,000 |
| 橋梁維持費（橋梁の塗装、修理等の維持） | 4,183,000 | 4,202,000 |
| 道路補修費（路面や道路施設の補修、街路樹等の道路緑化） | 32,387,000 | 30,874,000 |
| 交通安全施設費（無電柱化、歩道の整備や交差点の改良などの整備） | 38,140,000 | 38,427,000 |
| 道路災害防除費（落石や斜面崩壊など道路災害の防除） | 4,806,000 | 4,687,000 |
| 道路整備費（道路法による多摩・島しょ地域などの道路整備） | 19,658,000 | 15,994,000 |
| 街路整備費（都市計画法による区部・多摩地域などの街路整備） | 222,352,000 | 200,707,000 |
| 橋梁整備費（橋梁の新設・架替、長寿命化等の整備） | 24,217,000 | 25,549,000 |
| 小笠原道路整備費（小笠原諸島における道路の整備） | 311,000 | 416,000 |
| 直轄事業負担金（国が直轄施行する道路事業に対する負担金） | 15,748,000 | 24,837,000 |
| 道路災害復旧費（公共土木施設の災害復旧） | 435,000 | 3,000 |

(2) 河川海岸費

| 2 年 度 | 元 年 度 | 比較増△減 |
|-------------|-------------|-------------|
| 千円 | 千円 | 千円 |
| 105,732,000 | 115,988,000 | △10,256,000 |

都知事の管理する河川、海岸の維持管理、改修及び施設の新設に要する経費である。

1) 中小河川整備の推進 368億円

1時間50mmの降雨に対応するため、護岸や調節池などの整備を推進する。また、時間50mmを超える降雨への対応や近年多発し

ている局地的かつ短時間の集中豪雨の増加を踏まえ引き上げた整備水準（区部：時間最大75mm、多摩：時間最大65mm）に基づき、神田川や石神井川など6流域で環状七号線地下広域調節池など7施設の整備を推進していく。

加えて、石神井川上流第一調節池（仮称）、境川中流第三調節池（仮称）の2施設において、基本設計に着手する。

| | |
|------------|-------|
| ①護岸整備 | 151億円 |
| ②調節池・分水路整備 | 217億円 |

2) 高潮防御施設の整備 386億円

東部低地帯を高潮等の被害から守るため、防潮堤、護岸、水門、排水機場などの施設整備を行うとともに、最大級の地震に対しても、各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止するための耐震・耐水対策を推進する。

- ①高潮防御施設 28億円
- ②江東内部河川 14億円
- ③スーパー堤防等 42億円
- ④東部低地帯耐震・耐水対策 294億円
- ⑤係留保管施設 1億円
- ⑥水辺の魅力を活かした東京の顔づくり 7億円

| 区 分 | 2 年 度 | 元 年 度 |
|-------------------------------|--------------|--------------|
| 管理費（河川海岸事業の実施に伴う人件費、管理事務費） | 2,114,000 千円 | 2,113,000 千円 |
| 河川維持費（堤防護岸、水門、砂防施設、海岸保全等維持管理） | 4,756,000 | 4,654,000 |
| 水防費（水防倉庫、水防用車両等の維持管理） | 316,000 | 277,000 |
| 河川防災費（在来護岸の局部改良） | 5,319,000 | 3,967,000 |
| 河川環境整備費（河川における環境整備） | 1,595,000 | 2,897,000 |
| 中小河川整備費（中小河川の護岸や調節池などの整備） | 37,018,000 | 35,189,000 |
| 高潮防御施設費（高潮区間の河川整備や耐震・耐水対策など） | 38,616,000 | 52,874,000 |
| 砂防海岸整備費（砂防、海岸保全、急傾斜地保全施設等の整備） | 8,132,000 | 7,663,000 |
| 小笠原河川整備費（小笠原諸島の河川及び砂防施設の整備） | 214,000 | 198,000 |
| 直轄事業負担金（国が直轄施行する河川事業等に対する負担金） | 7,439,000 | 6,153,000 |
| 河川災害復旧費（公共土木施設の災害復旧） | 213,000 | 3,000 |

(3) 公園霊園費

| 2 年 度 | 元 年 度 | 比較増△減 |
|------------|------------|---------|
| 千円 | 千円 | 千円 |
| 59,875,000 | 59,897,000 | △22,000 |

公園、動物園などの施設の管理運営と施設整備に要する経費である。

1) 個性豊かな都立公園の整備 183億円

東京を緑豊かな成熟した都市とするため、「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づき、優先整備区域を中心に整備を行い、水と緑の骨格軸を形成していく。

2) 都立公園の防災機能の強化充実 25億円

東日本大震災を踏まえ、災害時の避難場所及び救出・救助活動拠点として、公園施設が確実に機能を発揮できるよう、令和6年度までに、62全ての防災公園で、非常用発電や夜間照明を整備するとともに、情報伝達機能を強化するこ

となどにより、都立公園における防災機能の強化充実を図る。

3) 国際観光拠点としての活用 104億円

江戸の名園を保存・復元するとともに、動物園での行動展示施設への改修を図り、歴史ある公園では賑わいを創出するなど、東京の顔としての公園の魅力を高める。

4) 区部霊園の再生 5億円

都心に立地する区部霊園を、良好な都市の緑地空間と位置づけ、既存ストックを活かし投資効率の高い霊園として再生整備を行い、生み出した墓所を、都民に供給する。

5) 指定管理者制度の活用 175億円

公の施設の効率的な管理運営を行うため、指定管理者制度を活用し、利用者の多様なニーズに応える質の高いサービスの提供を図る。

| 区 分 | 2 年 度 | 元 年 度 |
|------------------------------|--------------|--------------|
| 管理費（公園霊園事業の実施に伴う人件費、管理事務費） | 3,236,000 千円 | 3,278,000 千円 |
| 公園管理費（公園の維持管理） | 10,293,000 | 9,983,000 |
| 動物園管理費（動物園の維持管理） | 6,328,000 | 5,948,000 |
| 霊園葬儀所管理費（霊園及び葬儀所の維持管理） | 2,127,000 | 2,248,000 |
| 公園整備費（公園の造成、既設公園の整備） | 32,786,000 | 32,961,000 |
| 動物園整備費（動物園の展示施設の改修、管理施設の整備） | 2,895,000 | 3,500,000 |
| 霊園葬儀所整備費（霊園及び葬儀所の改修、管理施設の整備） | 2,096,000 | 1,883,000 |
| 小笠原公園整備費（小笠原諸島の都市公園の整備） | 114,000 | 96,000 |

(4) 土木管理費

| 2年度 千円 | 元年度 千円 | 比較増△減 千円 |
|------------|------------|-------------|
| 26,598,000 | 27,522,000 | △924,000 |

生活再建対策、市町村の土木事業に対する補助
 その他土木事業の管理に要する費用である。

1) 生活再建対策（貸付金・代替地） 23億円

公共事業の施行に伴う建築物の移転、土地の
 購入等を要する者に対する資金の貸付及び代替
 地の取得・売払を実施する。

2) 市町村土木補助 56億円

地域交通や生活環境を支える上で欠かすこと
 のできない市町村道事業をはじめ、地域のさら
 なる緑の創出に向けて公園事業への補助を積極
 的に行うなど、多摩、島しょ地域のまちづくり
 を支援する。

| 区 分 | 2 年 度 | 元 年 度 |
|---------------------------------|---------------|---------------|
| 管理費（一般管理事務及び建設事務所等の人件費、管理事務費） | 17,006,000 千円 | 16,728,000 千円 |
| 土木技術支援・人材育成センター費（技術力維持向上、人材育成等） | 344,000 | 248,000 |
| 庁舎整備費（建設事務所等の維持・改修） | 1,365,000 | 2,508,000 |
| 土木補助費（市町村の土木事業に対する補助） | 5,614,000 | 5,614,000 |
| 生活再建資金貸付費（事業実施に伴う移転者への生活再建対策） | 403,000 | 401,000 |
| 代替地購入費（事業実施に伴う移転者への移転先地提供） | 1,866,000 | 2,023,000 |

6 用地会計予算の概要（財務局所管）

| 2年度 千円 | 元年度 千円 | 比較増△減 千円 |
|-----------|-----------|-------------|
| 4,195,000 | 6,063,000 | △1,868,000 |

（第1・4図）

(1) 用地会計による用地取得

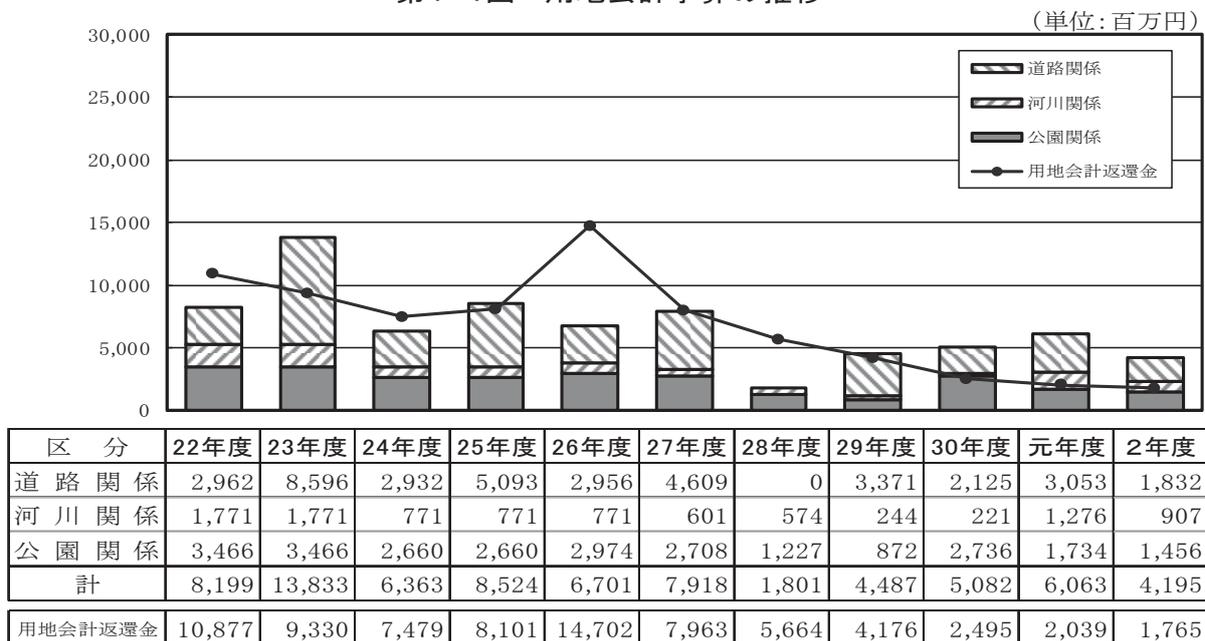
道路、河川及び公園事業の円滑な推進を図るた
 め、必要となる事業用地を先行取得する経費であ
 り、所管の財務局から執行委任を受けて事業を実
 施している。

| | | |
|------------|--------|------|
| 道路事業（定額資金） | 200㎡ | 18億円 |
| 河川事業（起債事業） | 845㎡ | 9億円 |
| 公園事業（起債事業） | 2,270㎡ | 15億円 |

(2) 用地会計返還金（一般会計）

用地会計の起債事業で取得した用地は、一般会
 計において、1年間据置後、2年目から用地会計
 への返還金を計上し、減債基金に積み立て、10年
 目に一括償還する。

第1・4図 用地会計予算の推移



第7 令和元年度決算

1 都の一般会計決算

令和元年度一般会計決算における実質収支は、1,403億円の黒字となった。これは都税収入が前年度決算対比で8年連続の増収となったことに加え、基金を戦略的に取り崩したことや、将来を見据えて無駄の排除を一層徹底したことなどによるものである。今後、新型コロナウイルスの感染症防止と経済社会活動との両立を図るための施策など、直面する喫緊の課題等に対応していくため、持続可能な財政運営を行っていく。

| 区 分 | 元年度 | 30年度 |
|-----------|--------|--------|
| | 億円 | 億円 |
| 歳 入 | 76,717 | 75,156 |
| 歳 出 | 74,446 | 72,348 |
| 形 式 収 支 | 2,271 | 2,808 |
| 翌 年 度 繰 越 | 868 | 1,418 |
| 実 質 収 支 | 1,403 | 1,390 |

2 土木費の決算

令和元年度は、局の主要事業を重点的に推進し、奥多摩青梅線（和田畑中）や八王子五日市線（檜原町）の完成、放射第5号線及び三鷹3・2・2号線の交通開放や環状第2号線（築地区間）地上部道路の開通、清澄排水機場の耐震・耐水工事完了など、多数の箇所事業効果の発現を図り、都

市基盤整備への取組を着実に前進させた。

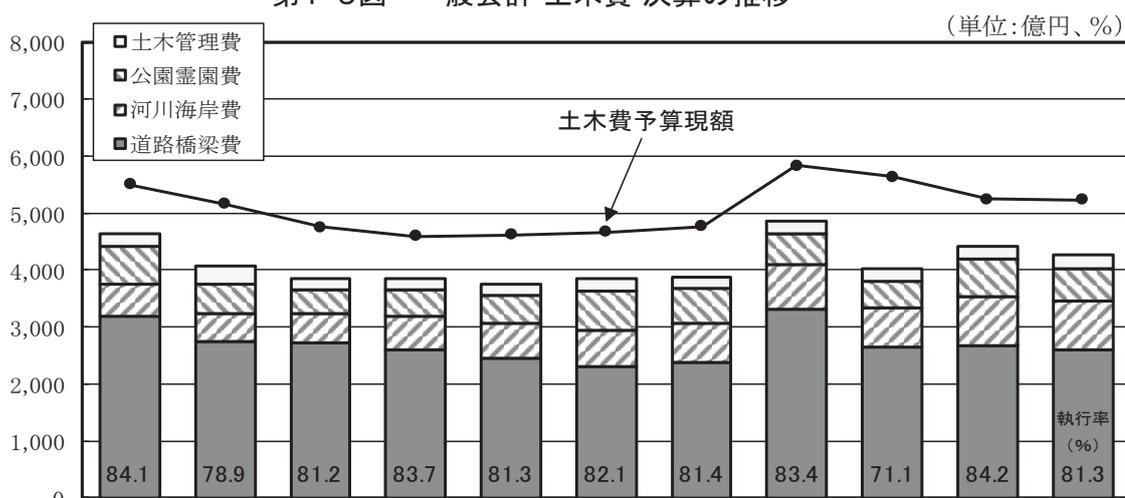
（第1・5図）（資料第1-（3）、P.174）

| 区 分 | 元年度 | 30年度 |
|---------|----------|----------|
| | 百万円 | 百万円 |
| 予 算 現 額 | 523,831 | 524,650 |
| 支 出 済 額 | 425,855 | 441,521 |
| 繰 越 額 | 39,480 | 33,956 |
| 不 用 額 | 58,496 | 49,173 |
| 執 行 率 | 81.3 % | 84.2 % |
| （繰越含む） | (88.8 %) | (90.6 %) |

3 主な事業効果発現

- (1) 放射第5号線及び三鷹3・2・2号線交通開放
- (2) 奥多摩青梅線（和田畑中）完成
- (3) 町田調布線（坂浜平尾）交通開放
- (4) 八王子五日市線（檜原町）完成
- (5) 青ヶ島循環線（中原2期）完成
- (6) 神戸山多幸線（鉄砲場2期）完成
- (7) 補助140号線（青井）完成
- (8) 調布3・4・17号線（和泉本町）完成
- (9) 環状第2号線（築地区間）地上部道路開通
- (10) 清澄排水機場 耐震・耐水工事完了
- (11) 土砂災害警戒区域等の指定完了
- (12) 砧公園 遊具広場「みんなのひろば」整備完了

第1・5図 一般会計 土木費 決算の推移



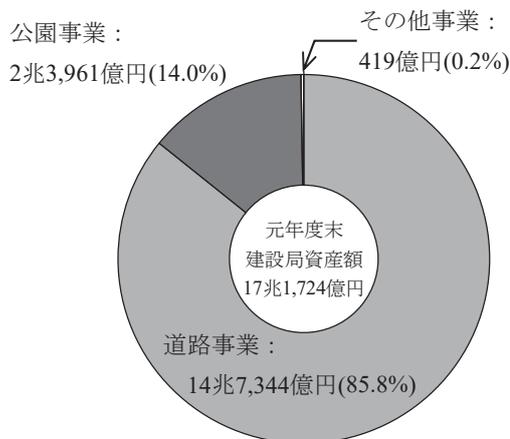
| 区 分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 道路橋梁費 | 3,190 | 2,749 | 2,715 | 2,607 | 2,461 | 2,315 | 2,379 | 3,322 | 2,644 | 2,669 | 2,603 |
| 河川海岸費 | 562 | 486 | 520 | 589 | 612 | 616 | 697 | 774 | 691 | 861 | 861 |
| 公園霊園費 | 669 | 528 | 414 | 453 | 481 | 697 | 595 | 549 | 457 | 660 | 557 |
| 土木管理費 | 205 | 305 | 209 | 198 | 203 | 212 | 208 | 221 | 223 | 225 | 238 |
| 計 | 4,626 | 4,068 | 3,858 | 3,847 | 3,757 | 3,840 | 3,879 | 4,866 | 4,015 | 4,415 | 4,259 |
| 土木費予算現額 | 5,498 | 5,156 | 4,754 | 4,596 | 4,624 | 4,674 | 4,763 | 5,831 | 5,645 | 5,247 | 5,238 |

4 建設局の保有資産

令和元年度末における建設局の資産の合計は、17兆1,724億円で、平成30年度末に対して、1,598億円増加した。これらは、積極的な都市基盤整備の結果、道路、公園等の資産が増加したことによるものである。(第1・12表)(資料第1-(4)、P.176)

資産の事業別内訳は、第1・6図のとおり、道路事業が14兆7,344億円で、建設局全体の8割以上を占めている。公園事業は、2兆3,961億円である。なお、都民一人あたりの資産は123万円である。これらの資産については、都民の共有財産として引き続き適切に管理を行っていく。

第1・6図 資産の事業別内訳



第1・12表 一般会計貸借対照表の概要

| 区 分 | 令和元年度 | 平成30年度 | 増減額 |
|----------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | 1,234,699 千円 | 931,430 千円 | 303,269 千円 |
| 固定資産 | 17,171,212,140 | 17,011,759,891 | 159,452,249 |
| 行政財産 | 2,594,617,134 | 2,542,992,965 | 51,624,169 |
| 普通財産 | 16,180,203 | 15,852,312 | 327,891 |
| 重要物品 | 4,684,489 | 4,180,669 | 503,820 |
| インフラ資産 | 13,912,219,907 | 13,793,382,847 | 118,837,060 |
| 建設仮勘定 | 598,557,541 | 599,185,192 | △ 627,651 |
| 投資その他の資産 | 44,952,866 | 56,165,906 | △ 11,213,040 |
| 資産の部合計 | 17,172,446,839 | 17,012,691,321 | 159,755,518 |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | 117,663,002 千円 | 134,980,250 千円 | △ 17,317,248 千円 |
| 固定負債 | 2,382,695,816 | 2,416,597,178 | △ 33,901,362 |
| 負債の部合計 | 2,500,358,818 | 2,551,577,428 | △ 51,218,610 |
| 正味財産の部合計 | 14,672,088,021 千円 | 14,461,113,893 千円 | 210,974,128 千円 |